

清須市福祉施設運営委員会規則（平成17年告示第58号）

資料2

（趣旨）

第1条 この規則は、清須市福祉施設運営委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌施設）

第2条 委員会は、別表に掲げる福祉施設について所掌する。

（委員会）

第3条 委員会は、別表に掲げる施設の運営に関して、所長の諮問に応じ審議し、意見を具申する。

（組織）

第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が選任する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 学識経験者

（任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。

（委員長及び副委員長の職務）

第7条 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課に置く。ただし、庶務については、主務課にて行う。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年7月7日から施行する。

附 則（平成18年3月29日規則第5号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第9号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日規則第85号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年7月18日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月25日規則第14号）

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（令和2年5月29日規則第22号）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

該当施設
清須市清洲総合福祉センター
清須市西枇杷島老人福祉センター
清須市西枇杷島生きがいセンター
清須市西枇杷島老人憩の家
清須市新川福祉センター
清須市春日老人福祉センター